

2008年10月17日 全4頁

日本の金融危機対応

制度調査部
吉井 一洋

資本注入、不良債権買取、株式買取などで対応

[要約]

- G7での検討を受け、米国・欧州で公的資金による資本注入の方針が発表されている。
- ここでは、参考までにわが国の過去の金融危機における対応のうち、資産の買取や公的資金による資本注入などを中心に、年表の形でまとめてみた。
- 公的資金による不良債権の買取、公的資金による銀行等への資本注入、預金の全額保護、不良債権のDCF法による償却促進、銀行等保有株式等取得機構及び日本銀行による株式取得などの措置が採られた。

図表 わが国における金融危機への対応

1993年 1月	民間金融機関の出資により共同債権買取機構成立（不動産担保債権等の買取）
3月期	都市銀行、長期信用銀行、信託銀行が、不良債権のうち、破綻先債権、延滞先債権、地方銀行が破綻先債権を開示
1995年 1月	東京共同銀行設立（東京協和・安全信用組合の経営破綻への対応、96年3月にコスモ信用組合から事業の全部を譲受）
8月	兵庫銀行の処理策発表 ⇒みどり銀行設立（10月31日免許付与）
9月期	主要21行（当時）、不良債権について、金利減免等債権も開示
1996年 3月期	主要行は経営支援先債権、地方銀行と第二地方銀行は延滞債権、金利減免等債権も開示
5月	住宅金融専門会社7社の破綻処理のため6,850億円の公的資金投入決定
6月	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法成立 同法に基づき7月に住宅金融債権管理機構設立（不良債権の買取・回収・処分）
6月	いわゆる金融3法成立（健全性確保法、更生特例法、預金保険法の改正法）
9月	金融3法に基づき、整理回収銀行設立（東京共同銀行の改組）
10月	預金等全額保護のための特例措置開始（当初は2001年3月末まで全額保護、その後2002年3月末まで1年延長）
12月	金融制度調査会答申、金融機関の不良債権のディスクロージャーの拡充提言（98年3月期までに協同組織金融機関を含む全金融機関で破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権を開示するよう求める）
1997年 3月期	全銀行で破綻先債権、延滞先債権、金利減免等債権、経営支援先債権まで開示

大和証券グループ 株式会社大和総研 八重洲オフィス 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがTOP1Xの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%~15%上回る、3=±5%未満、4=5%~15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

1997年 4月1日		金融3法に基づき、金融機関・証券会社のトレーディング取引に時価会計導入
	11月	三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券破綻
1998年 2月		金融安定化2法（金融機能安定化緊急措置法及び改正預金保険法）成立 （30兆円の公的資金（10兆円の交付国債と20兆円の政府保証）のうち、 ◇17兆円…改正預金保険法に預金者保護や不良債権買取原資 ◇13兆円…金融機関の資本注入（優先株、劣後債、劣後ローン） ・資本注入のためには経営健全性確保計画を提出
	3月	同法に基づく金融危機管理審査委員会（佐々波委員会）の決定による資本注入 （大手銀行18行及び地銀3行対象に1兆8,156億円投入）
	4月	金融3法により、銀行等に、自己資本比率に基づく早期是正措置を導入（資産の自己査定を前提）
	6月	日本長期信用銀行と住友信託銀行の合併発表（10月に破綻）
	10月 12日	金融再生法成立 ◇金融再生委員会、金融整理管財人、ブリッジバンク、特別公的管理導入 ◇2001年3月31日期限 ◇同法に基づく政府保証枠は18兆円 ※金融機関の破たん処理6原則 ①不良債権等の財務内容開示、②健全性の確保困難な銀行は存続させない、 ③株主・経営者等の責任の明確化、④預金者等の保護、 ⑤金融仲介機能（貸し手機能の維持）、⑥破綻処理費用の最小化 預金保険法の改正法（整理回収機構（RCC）の創設へ） ◇預金全額保護のための特別資金援助を目的とした17兆円（交付国債7兆円、政府保証10兆円）
	16日	金融機能早期健全化措置法成立 ◇過小資本の銀行等への資本注入 ◇申請した銀行等による経営健全化計画の提出 ◇普通株式、優先株式・劣後債・劣後ローンの引受要件 ◇破たん金融機関の救済合併等の要件 ◇資本注入の申請は2001年3月31日まで ◇政府保証枠25兆円
	23日	日本長期信用銀行破綻、特別公的管理開始
	12月	日本債券信用銀行破綻、特別公的管理開始
1999年 3月		金融機能早期健全化措置法に基づき主要15行への資本増強承認（優先株6兆1,592億円、劣後債・劣後ローン1兆3,000億円、合計7兆4,592億円） ※その後、同年9月に優先株1,700億円、劣後債・劣後ローン600億円 同年11月に優先株300億円 2000年2月に優先株200億円 同年3月に優先株2,400億円、劣後債450億円 トータルで優先株6兆6,292億円、劣後債・劣後ローン1兆4,050億円、合計で8兆342億円
	3月期	金融機関に税効果会計導入
	4月	整理回収銀行と住宅金融債権管理機構が合併し、整理回収機構（RCC）発足
2000年 4月1日		金融商品の時価会計導入、クロス売買による売却損益計上禁止
2001年 4月1日		金融商品の時価会計本格導入（その他有価証券の時価評価強制）

4月1日	<p>改正預金保険法施行（01年4月以降の恒久的な預金保険制度及び金融機関の破たん処理制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇金融再生法の金融整理管財人、ブリッジバンク制度の恒久化 ◇資金援助が可能となる場合の拡大（営業の全部譲渡だけでなく、営業の一部譲渡の資金援助、営業譲渡・合併等後の追加的な資金援助、債権者間の衡平を図るための破たん金融機関への資金援助も可能とする） ◇金融危機対応措置：金融危機対応会議の決議を経て、以下を可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた金融機関に対する預金保険機構による株式等の引受け（資本増強） ・破たん金融機関又は債務超過金融機関へのペイオフコストを超える資金援助 ・債務超過の破綻銀行の預金保険機構による全株式取得（特別危機管理銀行） ◇預金等の全額保護を2002年3月末まで延長、流動性預金を2003年3月末まで全額保護 <p>※同法により金融機能早期健全化措置法に代わり資本注入が可能となる（金融機能早期健全化措置法は01年4月から銀行は対象外、信用金庫、信用組合は適用期限1年延長（02年3月まで））</p>
2002年1月	<p>4日</p> <p>銀行等株式保有制限法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇銀行等の保有株式の時価総額をTier1自己資本の範囲内に制限する（原則2004年9月30日から適用→2006年9月30日まで延長）。 ◇銀行等の保有株式を取得する銀行等保有株式取得機構を設立する。 <ul style="list-style-type: none"> ■会員（銀行等）の拠出により設立 ■取得勘定は以下の一般勘定と特別勘定とがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般勘定：ETF等を組成する証券会社と自己株式の取得を希望する事業会社に売却するため、機構が会員の銀行等からの株式の売却を勧誘する。機構は買取後、直ちに処分。買取資金は株式を売却する会員が負担。 ・特別勘定：機構がセーフティネットとして行なう買取。国内上場株式（発行会社の格付けがBBB-格以上）を買い取る。買取限度額（政府保証枠）は2兆円を上限。特別勘定に売却した会員は売却額の8%を拠出 ■買取期間は、2006年9月30日まで ■買取株式は買取期間終了後から存続期間中（2006年10月1日から当初は2012年1月30日まで→2017年3月31日までに延長）に処分 <p>30日</p> <p>同法に基づき、銀行等保有株式取得機構が設立・発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ■買取実績は2006年9月末まで、1兆5,868億円
9月18日	<p>日本銀行が、銀行等の金融機関の保有株式の買入れを行なう方針を発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■買入限度額は3兆円。■11月から買取開始。■買入期限は2004年9月末 ■買取対象は国内上場株式（BBB-格以上） ■買取実績：2004年9月末までに2兆180億円 ■処分期間：2007年10月1日～2017年9月30日
10月	<p>金融再生プログラム発表、11月工程表発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇2004年度の不良債権問題終結を目指し、引当に関するDCF法（米国のSFAS114号に類似）の導入等を実施する。その他、特別検査の再実施、自己査定と金融庁検査の格差公表など ◇新たな公的資金制度の導入 → 金融機能強化法へ ◇自己資本充実（引当金の無税償却制度導入、繰延税金資産の合理性の確認、自己資本比率への外部監査導入） ◇金融機関のガバナンスの強化（優先株の普通株への転換、健全化計画未達先への業務改善命令発出、早期是正措置の厳格化、早期警戒制度の活用） ◇企業再生の枠組み強化

		◇中小企業貸出への配慮
2002年12月11日		組織再編成促進特措法（大部分は2003年1月1日施行）。金融機関等の組織再編成促進のため、合併等により低下した自己資本比率を回復するために公的資金を注入できる措置を導入。当該措置は金融機能強化法に統合へ。
2003年1月31日		改正銀行等株式保有制限法施行：銀行等保有株式取得機構による事業会社保有の銀行株式の買取が可能（銀行からの特別買取額の2分の1まで）
5月		繰延税金資産に対する監査の厳格化により、りそな銀行の2003年3月期の自己資本比率が国内基準（4%）を下回る2%程度に低下。上記改正預金保険法に基づく資本増強（認定を受けた金融機関に対する預金保険機構による株式等の引受け）へ。金額は1兆9,600億円（普通株式2,964億円と転換型優先株式）
8月30日		改正銀行等株式保有制限法施行 <ul style="list-style-type: none"> ■銀行等保有株式取得機構への銀行等による売却額の8%の追加抛出不要 ■事業会社からの買取金額の上限引上げ（銀行からの特別買取額と同額） ■銀行等保有株式取得機構の存続期間延長（2017年3月31日まで） ■銀行等の株式保有額はTier1自己資本までに制限する期限を2006年9月30日まで延長
11月		繰延税金資産に対する監査の厳格化により、足利銀行が2003年9月中間期に債務超過となり、特別危機管理の開始決定。12月1日に預金保険機構が全株式を取得し、一時国有化へ。
2004年5月		UFJホールディングスが住友信託銀行へUFJ信託銀行の売却を発表
6月		UFJホールディングスに対する業務改善命令（経営健全化計画を自らの確に履行しようとしなさいなど）
7月		UFJホールディングスと三菱東京フィナンシャル・グループが経営統合を発表 住友信託が東京地裁にUFJホールディングスと三菱東京の交渉差し止めを求める仮処分申請（東京高裁が8月11日に住友信託の申請を棄却）
8月1日		金融機能強化法施行（2008年3月末の申請まで） <ul style="list-style-type: none"> ◇金融機関は、合併等の組織再編成を行なう場合を含め、2008年3月末までの間、預金保険機構に対し資本注入を申し込むことができる。 ◇資本注入を受ける金融機関は実施期間3年以内の経営強化計画を提出 ◇収益性・効率性等の向上が見込まれること、破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと、抜本的組織再編成以外の場合は地域経済にとって存続が不可欠であること等が条件 ◇対象として地域金融機関を念頭に置いている。
10月		金融庁、UFJ銀行の検査忌避に対する行政処分及び刑事告発
12月		金融改革プログラム発表 2005年3月工程表発表
2005年4月	1日	固定資産の減損会計適用強制
	4日	金融庁が、「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」を公表
10月		三菱東京フィナンシャル・グループ、UFJホールディングス合併 ⇒三菱UFJフィナンシャル・グループ
2006年11月		紀陽HDに、金融機能強化法に基づき、資本注入（優先株式315億円）
12月		豊和銀行に、金融機能強化法に基づき、資本注入（優先株式90億円）

※公的資金・中央銀行による資産買取、資本注入に関する部分を強調